

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第9節 がれき混じり土砂等の処理（家屋解体・撤去に伴う処理を含む）

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第9節 がれき混じり土砂等の処理（家屋解体・撤去に伴う処理を含む）

土砂



岩石



流木



コンクリートがら



柱角材



金属くず



可燃物



廃プラスチック類



畳

不燃物（選別残さ）

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第9節 がれき混じり土砂等の処理（家屋解体・撤去に伴う処理を含む）



写真 2-9-7 分別後の土砂、廃棄物等

## 5 自費撤去の費用償還

### 5.1 費用償還に関する市民への広報

費用償還の制度は、豪雨等により甚大な災害が発生した場合に、自らの費用負担によつて災害廃棄物の撤去等を行つた被災者に対して、撤去等に要した費用の償還を自治体が行うものである。

広島市では、宅地内に流入した「がれき混じり土砂」及び「半壊以上の被災家屋」について、所有者等によって自ら撤去を行つた場合、その費用を広島市が償還することとし、8月9日に、図2-9-8及び図2-9-9のとおり広報し、その後、費用償還の受付体制を整えた上で、10月24日に、図2-9-10のとおりあらためて広報を行つた。

なお、広島市では、自費撤去の費用償還を行つたのは初めてであった。

### 5.2 費用償還の実施

平成30年10月29日から費用償還の申請受付を開始した。

申請受付後、提出書類の確認や現地調査を行つた上で、撤去費用を算定し、順次、費用償還を行つた。

なお、撤去費用の算定方法は、基本的に広島市が公費により直接実施する撤去費用の算定方法と同様であるが、費用償還制度では、個人による発注であることから、償還額が実際の施工費用に達しないこともあり、また、根拠資料も不足しがちであったため、対応が難しい案件もあつた。

■資料編「自費撤去の費用償還申請書」参照

こうした結果、令和3年2月末時点では、がれき混じり土砂撤去分220件、被災家屋撤去分13件の費用償還を完了した。

表2-9-6 費用償還件数

地 区	がれき混じり土砂撤去分	被災家屋撤去分
東 区	20	1
南 区	5	1
西 区	8	0
安佐南区	1	0
安佐北区	48	2
安 芸 区	137	9
佐 伯 区	1	0
合 計	220	13

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第9節 がれき混じり土砂等の処理（家屋解体・撤去に伴う処理を含む）

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第9節 がれき混じり土砂等の処理（家屋解体・撤去に伴う処理を含む）

図2-9-8 宅地内に流入し堆積した土砂等の自費撤去に関する広報資料（8月9日）【抜粋版】

問い合わせ先	河川防災課 Tel. [REDACTED]
<b>宅地内に流入し堆積した土砂等の処理</b>	
既に所有者等によって業者等へ依頼し、宅地内に堆積した土砂混じりがれき等を撤去した場合、費用を償還しますので、ご相談ください。	
その場合、次の書類をご準備ください。	
・撤去費用の領収書 ・経費の内訳が分かるもの（請求内訳書など） ・撤去前・撤去後の写真	
※ 書類は、他の資料でも代用できる場合がありますので、ご相談ください。 ※ 全額が返還とならない場合がありますので、予めご了承ください。	
【窓口課・所管課等】 ・下水道局河川防災課 [REDACTED] (民有地土砂等撤去班)	

図2-9-9 被災家屋の自費解体・撤去に関する広報資料（8月9日）【抜粋版】

問い合わせ先	河川防災課 Tel. [REDACTED]
<b>被災家屋（全壊・大規模半壊・半壊）の解体・撤去</b>	
既に所有者等によって業者等へ依頼し、全壊、大規模半壊、半壊した家屋を解体・撤去した場合、費用を償還しますので、ご相談ください。 なお、全額とはならない場合があります。	
その場合、次の書類をご準備ください。	
・罹災証明書 ・撤去費用の領収書 ・経費の内訳が分かるもの（請求内訳書など） ・撤去前・撤去後の写真 ・業者が作成した家屋の解体証明書 ・家屋等の登記事項証明書（固定資産税課税の場合は固定資産証明書でも可）	
※ 書類は、他の資料でも代用できる場合がありますので、ご相談ください。	
【窓口課・所管課等】 ・下水道局河川防災課 [REDACTED] (民有地土砂等撤去班)	

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第9節 がれき混じり土砂等の処理（家屋解体・撤去に伴う処理を含む）

#### Press Release 一報道資料一



平成30年10月24日(水)

下水道局河川防災課

砂防事業推進担当課長：[REDACTED]

電話：504-2646 内線：4365

#### 土砂混じりがれき・被災建築物を既に自費撤去された方への 費用償還申請の受付開始について

7月豪雨により、宅地内に流入し堆積した「土砂混じりがれき」及び「損壊した建築物」について、所有者等によって撤去を行った場合の費用償還の申請受付を10月29日(月)から開始します。

##### 1 制度の概要

###### (1) 対象者

- 平成30年7月豪雨に伴う被災により、(2)の撤去を工事施工業者と契約された方

###### (2) 費用償還の対象

- 個人又は事業者が所有する宅地に流入した土砂混じりがれきの撤去
- 全壊、大規模半壊、半壊の罹災証明を受けた被災建築物の解体・撤去

##### 2 受付期間等：平成30年10月29日(月)～平成31年1月31日(木)

午前9時～午後5時まで(土日、祝日、年末年始を除く)

##### 3 受付方法：受付事務を円滑に進める(お待たせしない)ため、事前に電話での予約をしてください。

###### (1) 事前電話予約先 [REDACTED] 下水道局河川防災課土砂等撤去班

※ 本市にこれまで相談された方へは、本市から連絡し、予約を受け付けます。

###### (2) 受付場所：下水道局河川防災課(市役所本庁舎13階)

※ 被害の大きかった安芸区、安佐北区及び東区では、区役所の受付窓口においても、申請を受け付けます。

区分	受付窓口
東区	東区役所建設部維持管理課管財係
安佐北区	安佐北区役所農林建設部地域整備課下水道整備係
安芸区	安芸区役所農林建設部地域整備課下水道整備係

###### (3) 特別受付：安芸区、安佐北区、東区では、下記の日程で特別受付を開催します。

【特別受付会場】※ 事前予約が必要(上記(1)と同じ)

特別受付開催日	受付場所
11月3日(土)	安佐北区役所2階会議室
11月4日(日)	安芸区役所1階市民ロビー
11月10日(土)	東区役所3階第4・5会議室

図2-9-10 自費撤去の費用償還申請に関する広報資料(10月24日)

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第9節 がれき混じり土砂等の処理（家屋解体・撤去に伴う処理を含む）

#### 4 申請時に持参していただく主な書類等（○：必要、－：不要）

申請時に持参していただく主な書類等	土砂混じり がれき	被災建築物
印鑑（認印で可）	○	○
被災建築物等の所有者等であることが確認できる書類 (登記事項証明書など)	○	○
本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書	○	○
施工状況が確認できる写真（撤去前・撤去中・撤去後）	○	○
工事施工業者との契約書及び工事内容がわかる内訳書	○	○
当該撤去工事の領収書	○	○
廃材等の処分先、撤去量が確認できるもの（マニフェスト伝票等）	○	○
罹（り）災証明書	－	○
工事施工業者が発行する被災建築物の撤去証明書	－	○

#### 5 申請受付からお支払いまでの手続き

##### 〔本市の確認作業等〕

###### （1）申請受付

- ・申請者の本人確認（委任状可）、必要書類等の提出漏れチェック
- ・工事施工業者との契約書、罹災証明書、領収書等の原本を確認し、複写して返却
- ・撤去以外の工事が含まれていないかを確認
- ・費用償還の対象とすべき数量と支払済額の確認など



###### （2）現地確認

- ・申請書類と現場状況に不整合がないか確認（償還額を算定する根拠数量の確認）



###### （3）撤去費用の算定

- ・本市が撤去費用を算定：標準単価×根拠数量 + α（加算分）  
(注) 例えば、巨石の破砕手間、小車運搬、仮設手間等を現場状況に応じて加算  
なお、算定方法については国も了承済み



###### （4）償還額の決定 及び通知

- ・本市から「費用償還金交付決定通知」と「償還金交付請求書」を申請者に送付  
※ 費用償還の額は本市算定額（申請者の支払済額が本市算定額より低い場合はその額）



###### （5）償還金支払

- ・申請者が償還金の交付請求を行い、本市が指定された口座へ振込

#### 6 申請受付からお支払いまでの目安（2か月程度）

全ての申請書類が提出された後、「現地確認」や「撤去費用の算定」及び「費用償還金交付決定通知」の発送までに1か月程度の期間を要します。

その後、申請者からの「償還金交付請求」に基づいて、指定された口座へお支払いするまでに1か月程度かかることから、お支払いまでの目安は、2か月程度となりますので、予め御了承願います。

##### 【問い合わせ先】

下水道局河川防災課土砂等撤去班

（制度全般について 下水道局河川防災課 082-504-2377）

Press Release

 広島市 CITY of HIROSHIMA

## コラム 「豪雨災害復旧事業に従事して（民有地土砂等撤去の経験談）」

平成30年7月に発生した豪雨災害時、私は広島市下水道局内に設置された「民有地土砂等撤去班」現場指揮者の命を受け、民有地内（宅地、農地）の土砂等撤去、被災家屋の解体・撤去、及びこれらを自費で実施した被災者への費用償還等の業務に従事しました。

本市職員7名で始まった執行体制は、その後増え続けた土砂等撤去等の要望にあわせて60名程に拡充され、60名以上の事業者に撤去作業の協力を得て、一刻も早い被災地の復旧を目指し懸命に努力しました。

業務遂行においては、多岐にわたる膨大な事務を短期間に処理する必要がありましたが、従事した全職員及び協力事業者の尽力により、平成31年3月末には宅地内の土砂等撤去及び被災者への費用償還を概ね完了しました。

本市は平成26年にも土砂災害を経験しているため、災害復旧においての相応のノウハウを有しており適切なマニュアルを完備しているつもりでしたが、振り返ってみると、続々と発生する諸問題の解決に悩む日々の連續で、全てにおいて迅速かつ最善の対処ができたとは到底思えません。

それ程に、即席の組織が一丸となり、刻々と変化する背景や需要について臨機応変に対するこの難しさを痛感したということです。

当時の経験をもとに私が感じた以下の教訓が、今後もいつどこで起こるかもしれない災害の復旧事業に従事することとなる方々の参考となればと思います。

### ○ 適材適所な人員による組織体制

- ・ 压倒的なリーダーシップと柔軟性を持ち合わせ、縦横の関係者への強大な繋がりを即座に構築できる総括者

- ・ 総括者専属の頼れる補佐官及び多岐にわたる業務を確実に遂行する各班長の配置
  - ・ 苦境のなかでも、明るく前向きな姿勢を保持できる組織の雰囲気（意外に難しい）
- 組織内での情報共有の徹底
- ・ 朝礼や定期的なミーティングによる末端人員までの周知
  - ・ 重要事項については文書による周知（聞き逃し、失念の防止）
- 要所においての段階確認
- ・ 報告の徹底（履行確認等の軽易なことも含む）
  - ・ 組織全体の意思統一についての定期的なチェック（誤解や間違った思い込みの防止）
- 情報収集
- ・ 全員が絶えず広範囲にアンテナを張る意識を持つ（有事において情報の価値は重大）

最後に、各関係機関やボランティアの方々をはじめ多くの皆様方から、当時多大なるご支援をいただきましたことにあらためて感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

（広島市下水道局河川防災課民有地土砂等撤去班に従事）

（従事期間：平成30年7月～平成31年3月）

現所属：広島市安佐南区地域整備課下水道整備担当課長 立石 哲夫

## 第10節 〇〇〇〇

---

### 1 災害廃棄物等の発生量、処理量及び処理率

令和3年2月末時点で、片付けごみ及び民有地のがれき混じり土砂等の発生総量(推計量)は323,984t、処理総量は323,499tで、処理率は99.9%となっている。  
なお、令和3年3月末までに、全ての処理を完了する見込みである。

### 2 災害廃棄物等の処理量の内訳及びリサイクル率

令和3年2月末時点の処理総量323,499tのうち、片付けごみの処理量は2,793t、がれき混じり土砂等の処理量は320,706tとなっている。

また、リサイクル量は275,750t、その他処理量は47,749tとなっており、リサイクル率は85%となった。

これらについては、表2-10-1のとおりである。

なお、本災害のリサイクル率は、平成26年8月豪雨災害の場合（リサイクル率99%）と比較すると低下した。

これは、平成26年8月豪雨災害では、中間処理施設を設置し、風力選別機や手選別ライン（ベルトコンベア）により、細かな分別を徹底することで高いリサイクル率を実現したが、本災害では、迅速な処理及び経費削減を考慮し、選別が困難ながれき混じり土砂は、埋立処分可能なレベルまで選別した上で、選別残さとして玖谷埋立地で埋立処分したことにより、リサイクル率が低下したものである。

表2-10-1 処理量の内訳及びリサイクル率

(単位:t)

区分	処理量
片付けごみ	2,793
がれき混じり土砂、家屋解体廃棄物	320,706
計	323,499

(内訳)

## 片付けごみ

種類	処理方法	処理量
可燃ごみ	焼却(熱回収あり)	2,149
不燃ごみ	埋立	469
金属くず	再資源化	84
処理困難物(家電4品目を含む)	適正処理	91
	計	2,793

※可燃性大型ごみ分を含む

※不燃性大型ごみ分を含む

## がれき混じり土砂、家屋解体廃棄物

種類	処理方法	処理量	内訳		
			一次仮置場の処理量	二次仮置場の処理量	仮置場解消後の処理量
土砂	再資源化、埋立材	237,156	107,448	128,222	1,486
岩石	再資源化、埋立材	22,713	332	22,381	
流木	再資源化	2,648	46	2,602	
コンクリートがら	再資源化	5,914	284	5,463	167
柱角材	再資源化	2,927		2,910	17
金属くず	再資源化	273		273	
可燃物(瓦礫での破碎物を含む)	焼却(熱回収あり)	1,667	413	1,252	2
廃プラスチック類	焼却(熱回収あり)	103		103	
畳	焼却(熱回収なし)	78		78	
不燃物、選別残さ	埋立	47,098	6	47,048	44
廃石綿等、石綿含有廃棄物	埋立	104	0.3	103	0.3
処理困難物(家電4品目を含む)	適正処理	25	2	23	
	計	320,706 (21.5万m <sup>3</sup> )	108,531.3 (7.3万m <sup>3</sup> )	210,458 (14.1万m <sup>3</sup> )	1,716.3 (0.1万m <sup>3</sup> )

※仮置場設置期間において、被災現場から直接、処理施設等に搬入した廃棄物の量は、「一次仮置場の処理量」として計上

リサイクル量 【再資源化、埋立材、焼却(熱回収あり)、適正処理】	275,750
その他処理量 【焼却(熱回収なし)、埋立】	47,749
リサイクル率	85%

## 第11節 遺失物及び思い出の品の管理

### 1 遺失物及び思い出の品の管理

災害廃棄物の処理の過程で発見された物品は、処理業者（委託内容は表2-11-1のとおり）やボランティアにより洗浄され、現金類、貴金属類、個人情報物件（写真を除く）等の遺失物については、所轄の警察署へ届け出を行った。

また、遺失物以外で、ある程度原形を留めて発見されたもの（ぬいぐるみや写真等）は、「思い出の品」として、広島市役所本庁舎4階環境政策課横の「思い出の品預かり所」で保管を行った。（思い出の品51件、写真3,205枚）

表2-11-1 災害廃棄物の処理業者への委託内容

- ・被災者の遺留品や思い出の品及び貴重品を発見した場合は、洗浄後（写真を除く）、適切に保管して、次の表により提出すること。

項目	遺失物	思い出の品
例示	現金、財布、保険証、印鑑、携帯電話等	時計、ぬいぐるみ、賞状、アルバム（写真）等の遺失物に該当しないもの
提出先	広島市へ持参 (環境局環境政策課)	
提出時期	拾得日から1週間以内	
その他 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拾得日時、拾得場所が分かるようにしておくこと。</li> <li>・ 施錠のできる保管庫で保管すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拾得日時、拾得場所が分かるようにしておくこと。</li> </ul>

## 2 思い出の品の閲覧・返却

### 2.1 思い出の品展示返却会の開催

被災者に「思い出の品」を直接見てもらい、所有者に返却する「思い出の品展示返却会」を広島市内で特に大きな被害のあった4区（東区、南区、安佐北区、安芸区）で開催した。

表2-11-2 「思い出の品展示返却会」の実施日と実施場所

#### 【安芸区】

日時：令和2年1月10日（金）～12日（日） 9:00～12:00、13:00～17:00  
場所：安芸区民文化センター

#### 【南区】

日時：令和2年1月24日（金）～26日（日） 9:00～12:00、13:00～17:00  
場所：楠那公民館

#### 【東区】

日時：令和2年1月31日（金）～2月2日（日） 9:00～12:00、13:00～17:00  
場所：馬木公民館

#### 【安佐北区】

日時：令和2年2月8日（土）～10日（月） 9:00～12:00、13:00～17:00  
場所：高陽公民館



写真2-11-1 展示返却会会場の様子

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第11節 遺失物及び思い出の品の管理

#### 2.1.1 閲覧・返却方法

「思い出の品展示返却会」は、所有者に適切かつ確実に思い出の品を返却するため、閲覧・返却方法を工夫した上で実施した。具体的には次のとおりである。

#### 思い出の品の閲覧・返却方法

##### 【思い出の品の取り扱いについて】

- ・ 「思い出の品」を会場に搬入し、配置した机の上に「思い出の品」を並べる。  
ただし、貴金属類や有価物は並べずコンテナに保管し、「思い出の品」の写真を見てもらい、被災者等から確認したいと申し出があれば、コンテナから取り出して確認してもらう。
- ・ 被災者等から本人、家族の物を見つけたと申し出があった場合には、「思い出の品受取書」に氏名、住所等を記入してもらい、免許証等で本人確認の上、返却する。
- ・ 会場には、広島市職員が1名常駐し、返却業務、会場管理等を行う。

##### 【写真の取り扱いについて】

- ・ 「思い出の品」のうち、アルバムとして見つかった写真については、個人情報保護のため、発見された各アルバムから本人を特定できそうな3枚（なるべく大勢が写っている写真）をピックアップして掲載した写真集を設置し、閲覧希望があれば、閲覧申込書に氏名、住所等を記入してもらい、免許証等で本人確認の上、閲覧してもらう。被災者からアルバムの写真を全て見たいと申し出があれば、元のアルバムの全ての写真を提示する。
- ・ バラで発見された写真については、原則全ての写真を閲覧できるようですが、本人以外が閲覧するのに適当でない写真については、必要に応じて、画像データの一部をトリミングにより除外しておく。
- ・ 写真が来場した本人、家族のものであると確認できれば、「思い出の品受取書」に氏名、住所等を記入してもらい、返却する。本人、家族以外から返却を求められた場合は、来場者から本人、遺族に写真があつた旨を伝えてもらい、後日、本人、遺族に取りに来ていただくなどして返却する。

#### 2.1.2 収却結果

「思い出の品展示返却会」の来場者数及び返却結果は、表2-11-3のとおりである。

表2-11-3 「思い出の品展示返却会」の来場者数及び返却結果

##### ○来場者数

一般来場者：60名

（安芸区：20名、南区：9名、東区：9名、安佐北区：22名）

報道関係者：19名

（安芸区：15名、南区：3名、東区：0名、安佐北区：1名）

##### ○返却数

思い出の品：3件（ランドセル、かばん、筆箱（安佐北区開設時））

第2章 災害廃棄物処理の実施  
第11節 遺失物及び思い出の品の管理

## 2.2 本庁舎での閲覧・返却

「思い出の品展示返却会」の開催後は、引き続き、広島市役所本庁舎4階で思い出の品を保管し、隨時、閲覧・返却を行った。

### 2.2.1 閲覧・返却方法

本庁舎での閲覧・返却方法は、表2-11-4のとおりである。

表2-11-4 本庁舎での閲覧・返却方法

- |   |
|---|
| ○閲覧・返却場所<br>広島市環境局環境政策課内 思い出の品預かり所                                  |
| ○閲覧・返却日時<br>月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで<br>(土、日・祝日は、閲覧等はできない)          |
| ○閲覧・返却方法<br>・ 思い出の品を撮影、画像データ化し、アルバム等により公開<br>・ 免許証等で本人等確認後、思い出の品を返却 |

### 2.2.2 返却結果

本庁舎での閲覧者数及び返却結果は、表2-11-5のとおりである。

表2-11-5 本庁舎での閲覧者数及び返却結果(令和3年2月末現在)

- |                   |
|-------------------|
| ○閲覧者数<br>一般来庁者：5名 |
| ○返却数<br>写真：112枚   |

## 第12節 国への災害等廃棄物処理事業の報告及び申請

### 1 災害等廃棄物処理事業の報告から補助金交付申請までの流れ

広島市は、発災直後から、被害建物件数や廃棄物発生量等の被害状況について、広島県を通じて環境省に定期的に報告を行い、平成30年10月31日に、被害の状況や必要となった事業費見込額等をまとめた報告書である「災害等廃棄物処理事業報告書」を環境省に提出した。

その後、平成30年11月19日から22日にかけて災害査定が行われ、うち、11月21日から22日にかけては、全国で初となる環境省と国土交通省の合同査定であった（事業の一部を、環境省所管の「災害等廃棄物処理事業」と国土交通省所管の「堆積土砂排除事業」の連携事業として実施したため）。

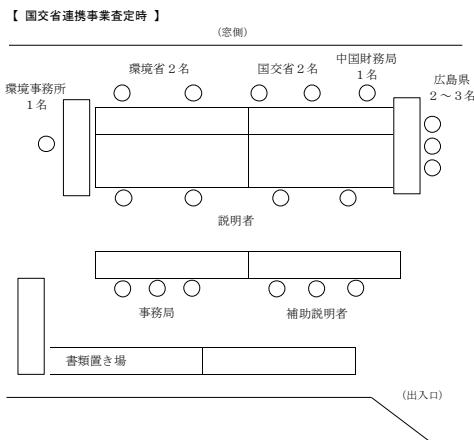


写真2-12-1 災害査定の様子と会場レイアウト

災害査定の結果を踏まえ、平成30年11月30日に事業限度額が決定され、広島市は、平成30年12月20日付で交付申請書を環境省に提出した。

また、その後、業務単価の変更等により、補助金を増額する必要が生じたことから、環境省と事前協議を行った上、令和元年12月25日付で変更交付申請書を提出した。

### 2 補助対象事業費

災害等廃棄物処理事業の補助対象事業費は、平成30年度が約11億円、令和元年度が約19億円、令和2年度が約1億円、合計約31億円となる見込みであり、その50%が国庫補助金として交付される。（激甚災害に指定されているため、国庫補助金に加え、特別交付税措置により、国の財政支援は最大95.7%（実質負担4.3%）となる）

なお、堆積土砂排除事業の補助対象事業費は、平成30年度が約6億円、令和元年度が約22億円、合計約28億円となり、その50%が国庫補助金として交付された。

## 第13節 ボランティア活動

### 1 広島市災害ボランティア本部の設置

平成30年7月7日、「広島市災害ボランティア活動連絡調整会議※」の議長である広島市社会福祉協議会の招集により会議が開催され、広島市災害ボランティア本部を広島市総合福祉センター内に設置することが決定された。

広島市災害ボランティア本部は、広島市災害対策本部と連携し、被災状況や交通規制、救援活動等の情報を収集し、各区災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、県内外で広域的に被災したことにより不足した資器材等の調達や片付けごみの回収等、各区災害ボランティアセンターの諸問題について検討し、関係機関との調整を行った。

#### ※【広島市災害ボランティア活動連絡調整会議】

災害ボランティア活動に係る諸問題の検討等を行うとともに、災害時において円滑なボランティア活動が行えるための環境整備を図るため、平成9年に設置した組織であり、広島市社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部、ひろしまNPOセンター、広島市等の23団体で構成。

### 2 各区災害ボランティアセンターの設置

広島市では、発災直後から管内の被害状況の確認を行い、7月8日に各区社会福祉協議会、広島市社会福祉協議会及び広島市災害ボランティア本部の関係者が協議し、特に被害の大きかった東区、南区、安佐北区、安芸区の区社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者支援を行うことを決定し、災害ボランティアセンター開設場所の検討やニーズ調査等の準備を開始した。

平成30年7月10日に、東区社会福祉協議会が東区災害ボランティアセンターを、南区社会福祉協議会が南区災害ボランティアセンターを、7月11日に、安佐北区社会福祉協議会が安佐北区災害ボランティアセンターを、安芸区社会福祉協議会が安芸区災害ボランティアセンターを、それぞれ設置し、被災者のニーズ調査やボランティアの派遣を行った。

### 3 ボランティア活動実績

東区、南区、安佐北区及び安芸区における災害ボランティア活動は、県内はもとより全国各地から延べ3万人を超えるボランティアの協力を得て行われた（広島市社会福祉協議会集計）。

ボランティアは、活動前のオリエンテーションで熱中症や感染症、けが予防の注意喚起、こまめな水分補給についての案内を受け、被災者のニーズに基づき、主に宅地内や周辺道路に流入した土砂の撤去や家具の搬出、家屋の清掃等を行った。

平成30年7月13日には、図2-13-1のとおり、ボランティア向けの片付けごみ（被災ごみ）等の分別に関するチラシを作成し、周知を図った。

災害ボランティアの活動により排出された片付けごみについては、最寄りの環境事業所が、土砂については、最寄りの区維持管理課等が、順次回収した。

図2-13-1 ボランティアへ周知した片付けごみ（被災ごみ）等の分別に関するチラシ

平成30年7月豪雨災害

## 被災ごみ等の分別

「土砂などによって汚れた被災ごみは、通常のごみ分別とは異なる区分としています。」  
(土のう袋での排出を認めています。)

区分	ごみの例	袋への記入
燃やせるごみ	<p>生ごみなど、通常の可燃ごみのほか、汚れたプラスチック類・紙類・布類など ※汚れたプラスチック類や紙類・布類等はリサイクルできないため、燃やせるごみに区分します。</p>  <p>生ごみ、卵の殻、貝殻など 棒きれ、草 ティッシュ、カーボン紙など 古着、カーテンなど ペットボトル</p> <p>袋類、ネット類 発泡スチロールの箱 食品などの商品を包むラップ ピニール製 くつ・スリッパ・かばん 皮ぐつ・長ぐつ プラスチック製のおもちゃ</p>	可
燃やせないごみ	<p>陶磁器類、小型家電など、通常の不燃ごみのほか、汚れた金属類・ガラス類など ※汚れた金属類・ガラス類等はリサイクルできないため、燃やせないごみに区分します。</p>  <p>皮革製かばん 陶磁器類 保冷剤 カミソリ 白熱電球、使い捨てカイロ、ライター</p> <p>アルミホイル類 傘、ポット、時計 アイロン、ドライヤーなどの小型電気製品 金属類、ガラス類</p>	不
大型ごみなど	<p>・エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機（家電リサイクル法対象機器）及びパソコン ・家電製品、家具、寝具など（掃除機、たんす、ふとん、自転車など） ※土のう袋に入らないものはそのまま出してください。</p>  <p>エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 ふとん、たんす、机、灯油ボリタンク、自転車など 掃除機、電子レンジなど</p>	ごみ ※物へ直接記入
有害ごみ	<p>乾電池、蛍光管、体温計</p>  <p>乾電池・ボタン電池、蛍光管、体温計等（水銀を使用したもの）</p>	害
土砂	宅地内に流入した土砂については、前面道路上などに出してください。	記入不要

※汚れていない資源ごみ等は、通常のごみ収集で回収します。

広島市

## 第2章 災害廃棄物処理の実施

### 第13節 ボランティア活動



写真 2-13-1 ボランティアによる土砂等の撤去

(写真：「平成 30 年 7 月豪雨災害の記録」(広島市) から引用)

平成 30 年 9 月 3 日、本部設置から 2 か月余りが経過し、被災者等からの問い合わせも少なくなったことから、広島市災害ボランティア本部の機能を広島市社会福祉協議会のボランティア情報センターに移した。

その後、11 月 30 日をもって全ての災害ボランティアセンターが閉所となったことから、連絡調整会議の決定を経て、12 月 21 日に広島市災害ボランティア本部を廃止した。

表 2-13-1 広島市災害ボランティア本部

及び各区災害ボランティアセンター等設置状況

区分	設置日	閉所日
広島市災害ボランティア本部	7月 7日	12月 21日
東区災害ボランティアセンター	7月 10日	9月 20日
南区災害ボランティアセンター 楠那サテライト	7月 10日 7月 14日	9月 30日 8月 27日
似島地区災害ボランティアセンター	7月 10日	8月 31日
安佐北区災害ボランティアセンター	7月 11日	10月 31日
安芸区災害ボランティアセンター 畠賀サテライト 中野サテライト 瀬野サテライト 矢野サテライト	7月 11日 7月 14日 7月 14日 7月 14日	11月 30日 8月 5日 9月 2日 7月 31日 9月 5日

(「平成 30 年 7 月豪雨災害の記録」(広島市) から引用)

## 第3章 災害廃棄物処理の成果と課題

### 第1節 災害廃棄物処理の成果

#### 1 平成26年8月豪雨の経験等を踏まえた対応

広島市は、本災害の4年前の平成26年にも、土砂災害を経験していたことから、職員に災害廃棄物処理の経験とノウハウが蓄積されていた状況であり、また、平成27年には、「広島市地域防災計画」を改正するとともに、「広島市災害廃棄物等処理対策マニュアル【環境局編】」を策定し、災害廃棄物の処理体制を整備していた。

こうしたことから、本災害では、前回の災害を経験した職員を中心とした体制を組織し、前回の方法に準じた対応や、「広島市地域防災計画」及び「広島市災害廃棄物等処理対策マニュアル【環境局編】」に基づいた対応を各部署が行ったことにより、初動時から円滑かつ迅速な対応を行うことができた。

#### 2 広島市の部局間の役割分担及び連携

平成26年の土砂災害では、下水道局及び経済観光局が民有地に堆積したがれき混じり土砂等の撤去（仮置場までの搬入）を行い、環境局が仮置場からの処理並びに自宅前等に排出された片付けごみの収集及び処理を行ったが、本災害では、がれき混じり土砂等の撤去から処理までを下水道局河川防災課内に設置した「民有地土砂等撤去班」が一括して行い、環境局が片付けごみの収集及び処理を行った。

土木工事に精通した下水道局等とごみ処理に精通した環境局が、役割分担を明確にした上で、がれき混じり土砂の選別残さを玖谷埋立地で受け入れるなど、必要な連携を行いながら対応したことにより、各部局の強みを生かした迅速な処理を行うことができた。

なお、「広島市災害廃棄物等処理対策マニュアル【環境局編】」では、定めていた業務分担に明確でない部分があったことから、令和2年3月に策定した「広島市災害廃棄物処理計画」においては、府内各部局の基本的な役割分担を明確に定め、災害の様態により柔軟な運用を行うこととしている。

#### 3 国等との連携

災害廃棄物や土砂等の処理に当たり、国の補助事業を適用する場合には、廃棄物を対象とする環境省所管の「災害等廃棄物処理事業」あるいは土砂等を対象とする国土交通省所管の「堆積土砂排除事業」を明確に区分した上で、事業を行う必要があったが、土砂が家屋等を巻き込み堆積する土砂災害の被災現場では、家屋等のがれき（廃棄物）と土砂等を明確に区分することは困難な状況であった。

### 第3章 災害廃棄物処理の成果と課題

#### 第1節 災害廃棄物処理の成果

このような状況を踏まえ、広島市は、国に対し、「災害等廃棄物処理事業」と「堆積土砂排除事業」の一体的な運用を要望し、結果、これらの補助事業を連携して実施することが全国で初めて認められた。

民有地内に堆積したがれき混じり土砂の撤去については、この連携事業を活用し、一括発注により実施したことで、被災地の早期復旧に繋がった。

## 第2節 災害廃棄物処理の今後の課題

### 1 広域的な被災における処理方針の決定

本災害は、平成26年のような広島市単独の被災ではなく、複数の県・市町にまたがる広域的な被災であった。

広島市は、発災後、早急に処理方針の検討に取り掛かったが、処理方針に大きく影響する中間処理施設の設置について、各市町でそれぞれ施設を設置する必要があるのか、又は広域的に一括処理する施設が設置されることとなるのか、しばらくの間、国や県、各市町の動向を注視する必要があった。

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、処理主体はあくまでも各市町となるが、広域的な被災の場合には、破碎や選別を行う中間処理施設の設置について、各県・市町で連携して調整を行い、処理方針を決定するスキームが必要ではないかと思われる。

### 2 災害廃棄物の発生量の推計方法

災害廃棄物の発生量の推計については、被災当時、「災害廃棄物対策指針」において、建物被害による廃棄物の発生量や、5種類（可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材）の廃棄物の種別割合等の推計方法は示されていた。

しかしながら、片付けごみと家屋解体廃棄物の割合や処理困難物の発生量、土砂災害において発生する土砂、岩石、流木の発生量の推計方法等については、統一的に示されたものではなく、結果として、推計する品目や推計方法等は、各市町の判断に委ねられた。

広島市では、全ての土砂等の発生量の推計に当たっては、当初、道路啓開により発生する土砂も含めていたが、その後、県内他市町に合わせて当該土砂は発生量の対象外とし、推計方法の見直しを行った。

広域的な被災の場合には、県単位で発生量がとりまとめられることから、同一県内において統一した対応がとれるよう、品目や推計方法等について、事前に取り決め等を行っておくことが望ましいと思われる。

### 3 今後の片付けごみへの対応

広島市では、平成26年の災害及び本災害のいずれにおいても、片付けごみについては、市と一般廃棄物収集運搬業許可業者により、被災地区を巡回して収集した。

しかしながら、今後、これまで以上に膨大な量の片付けごみが排出されるような災害が発生した場合には、巡回収集のみでは対応できないことも想定される。

このため、市民等が自ら片付けごみを持ち込むことができる仮置場についても、あらかじめ場所を選定しておくとともに、開設・運営に当たっての事前の準備を進める必要がある。

## 第3章 災害廃棄物処理の成果と課題

### 第2節 災害廃棄物処理の今後の課題

さらに、片付けごみの迅速な処理を行うためには、排出時における分別の徹底も必要となることから、市民等に対して、災害時における分別・排出方法について、平時からの周知・啓発が重要である。

また、混合状態の片付けごみについては、平成26年の災害及び本災害のいずれにおいても、一般廃棄物最終処分場である玖谷埋立地にいったん搬入し、選別・破碎等の処理を行った。

玖谷埋立地は、令和4年度初頭に埋め立てを終了する予定であることから、今後の災害に備え、混合状態の片付けごみを処理するための場所も選定しておく必要がある。

## 4 産業廃棄物処理施設の活用

災害廃棄物には、家屋解体廃棄物や処理困難物等、平時には産業廃棄物として排出されるものが多く含まれている。

災害廃棄物は、法令上一般廃棄物に該当することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行う場合には、廃棄物処理法第15条の2の5第1項に規定する特例を適用する必要があるが、同特例の適用は、定められた品目及び処理方法に限られているため、本災害においても、法令を確認しながら品目ごとの処理先を選定することに苦慮した。また、平時と同様の産業廃棄物処理契約では処理できないことから、一般廃棄物の処理に慣れていない事業者では混乱することもあった。

なお、令和2年7月に廃棄物処理法施行規則が改正され、これまでには、通常、前述の特例の適用外であった安定型最終処分場においても、非常災害時には届け出を行うことにより災害廃棄物の処理が可能となるなど、これまでよりも柔軟な運用ができるようになった。

これらのこと踏まえ、災害廃棄物は一般廃棄物であるという共通認識の下、発生が想定される品目については、あらかじめ処理方法や処理先を想定しておくなど、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう準備をしておく必要がある。

## 5 被災家屋の解体に伴うアスベスト調査

被災家屋の解体に当たっては、解体着手前にアスベスト調査を実施する必要がある。

本災害では、調査対象家屋が多かったこと、また調査能力を有する専門業者が限られていたことから、アスベスト調査の実施に日数を要することとなり、このことが迅速な処理に当たっての課題となった。

アスベスト調査を迅速に実施するためには、専門業者の確保が必要となるため、今後の災害に備え、専門業者リストの事前準備（必要に応じて協力協定の締結）、発災後の早期の調査依頼等、具体的な対応策の検討が必要である。

## 6 「土のう袋」の品質管理及び処理

土砂を撤去・運搬する際に使用される大量の「土のう袋」は、仮置場等で保管していると劣化が進み、紐のような繊維状態となる。

これら土のう袋の「切れ端」は、ふるい機のみでは土砂との選別が困難であり、処理の支障となる。平成26年の災害の際も風力選別や手選別を導入するなどして除去したが、本災害でも、手選別により除去する必要があった。なお、本災害では、選別が困難な場合は、選別残さとして玖谷埋立地で埋立処分した。

これら切れ端の混入を防ぐためには、使用する土のう袋に一定の品質基準を定め、土に還るような生分解性を持つ製品に限定するなどの対策を講じることが考えられるが、災害時には土のう袋が大量に必要となることや、市場に多く流通する土のう袋は切れ端が発生する一般的なタイプであることから、市民が入手するものや民間事業者等からの支援物資も含めて一律の品質基準を課すことは、現状、困難である。

今後、生分解性の製品の流通促進が望まれるが、当面の対策としては、切れ端が混入していても受け入れが可能な処分場を確保しておくこと、又は、手選別等の細かい選別を前提とした処理方法を検討しておく必要がある。

## 謝辞

---

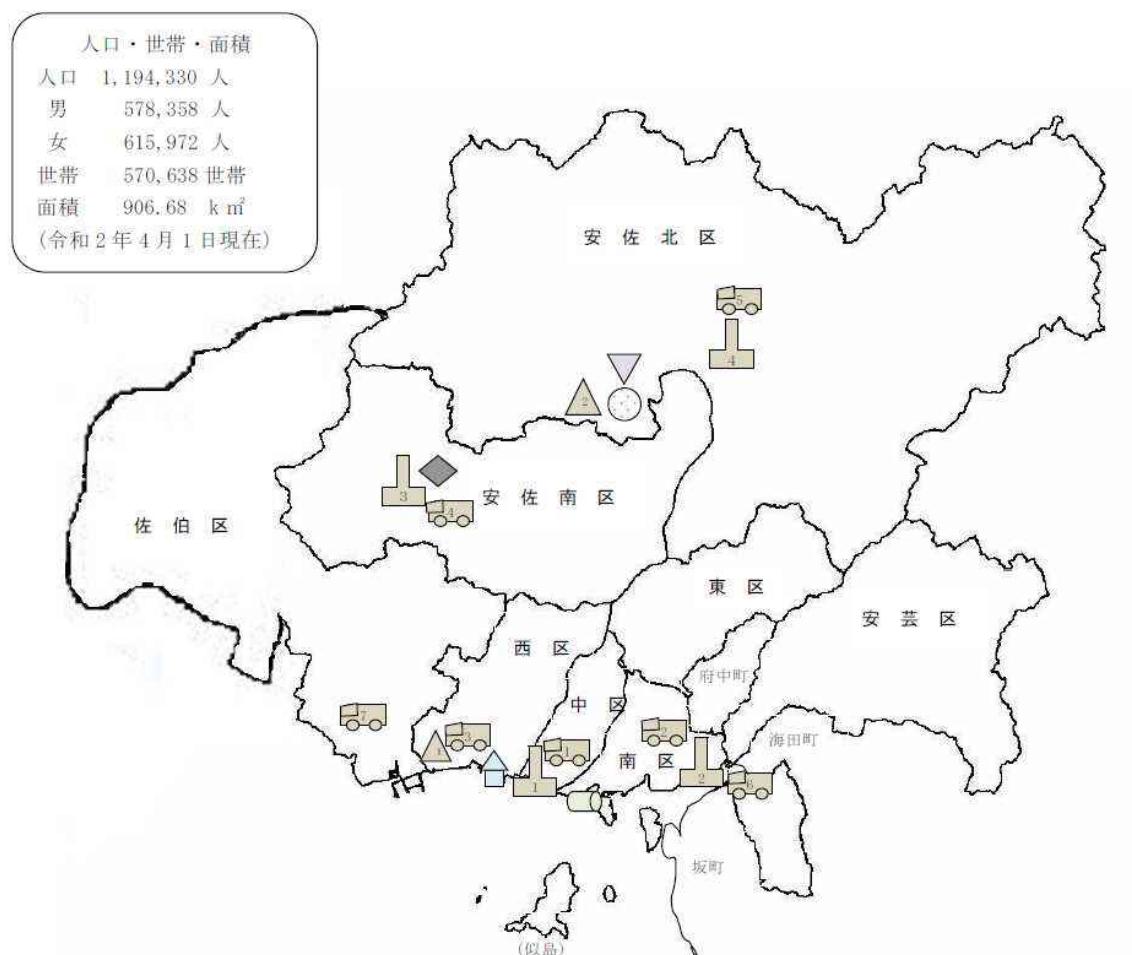
本誌作成に当たって開催した関係者作業会合では、国立研究開発法人国立環境研究所 災害環境マネジメント戦略推進オフィス 宗 清生 災害廃棄物対策専門員にご出席いただき、専門的見地からご助言をいただきました。ここに感謝の意を表します。

# 資料編

## 目次

資料 1	広島市廃棄物処理施設等位置図	1
資料 2	災害廃棄物処理実行計画（第5版）	2
資料 3	積替場図面	14
資料 4	一次仮置場図面	17
資料 5	二次仮置場図面	31
資料 6	宅地内の土砂撤去に関する要望受付書	36
資料 7	土砂等の撤去に関する同意書	38
資料 8	被災家屋の撤去に関する同意書	40
資料 9	自費撤去の費用償還申請書	43

## 資料1 広島市廃棄物処理施設等位置図



環境事業所		1	中環境事業所		玖谷埋立地
		2	南環境事業所		
		3	西環境事業所		
		4	安佐南環境事業所		
		5	安佐北環境事業所		
		6	安芸環境事業所		
		7	佐伯環境事業所		
ごみ焼却施設		1	中工場		1 西部リサイクルプラザ 2 北部資源選別センター
		2	南工場		
		3	安佐南工場		
		4	安佐北工場(平成31年4月～稼働停止中)		
		ごみ最終処分場		1 西部リサイクルプラザ 2 北部資源選別センター	
		資源ごみ選別施設			
		せん定枝再生処理施設		植木せん定枝リサイクルセンター	
		大型ごみ破碎処理施設			
		し尿収集関連施設		し尿收集車管理センター	
		し尿等投入施設			
				西部水資源再生センター し尿等投入施設	

## 資料2 災害廃棄物処理実行計画（第5版）

---

# 平成30年7月豪雨災害に伴う 広島市災害廃棄物処理実行計画

平成30年8月31日（策定）

平成30年10月31日（改定）

平成31年4月25日（改定）

令和元年10月31日（改定）

令和2年12月25日（改定）

広 島 市

## 目 次

第1章 処理方針及び計画の基本的事項 .....	1
1. 1 目 的 .....	1
1. 2 計画の位置付け .....	1
1. 3 災害廃棄物処理方針 .....	1
1. 4 対象区域 .....	1
1. 5 災害廃棄物の処理期限 .....	1
1. 6 災害廃棄物等の発生見込量 .....	2
第2章 処理計画 .....	3
2. 1 仮置場等の設置 .....	3
2. 2 災害廃棄物等の処理フロー .....	6
第3章 作業計画 .....	7
3. 1 片付けごみの収集運搬・処理 .....	7
3. 2 土砂混じりがれきの撤去・仮置き・処理 .....	7
3. 3 遺失物及び思い出の品の管理 .....	9
第4章 計画の見直し .....	9
4. 1 計画の見直し .....	9

## 第1章 処理方針及び計画の基本的事項

### 1.1 目的

平成30年7月豪雨により、広島市域では、真砂土と呼ばれる風化花崗岩層の広がる山すそ部分を中心とした地区において、土砂崩れ等による多大な被害が発生した。これらの地区では、膨大な量の片付けごみや土砂混じりがれき（以下「災害廃棄物」という。）が発生しており、今後の復旧・復興に向けた取組の支障となっている状況にある。

本計画は、市内で発生した災害廃棄物を、迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 1.2 計画の位置付け

本計画は、現時点で推計した災害廃棄物の発生見込量を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものである。今後、災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、適宜、本計画の改定を行うものとする。

### 1.3 災害廃棄物処理方針

災害廃棄物の処理方針を以下のように定める。

#### ■ 災害廃棄物処理方針

- ① 市民の生活環境の保全
- ② 迅速な処理
- ③ 経費削減努力
- ④ 既存施設の活用
- ⑤ 関係機関との協力

### 1.4 対象区域

本計画の対象区域は、広島市域のうち、土砂崩れによる家屋損壊や河川氾濫等による床上・床下浸水が発生している区域とする。

本計画で扱う対象は、これらの対象区域で発生している災害廃棄物とする。

### 1.5 災害廃棄物の処理期限

- ・ 災害廃棄物の処理期限は、令和3年3月末までとする。
- ・ 被災現場の災害廃棄物は、一部の損壊家屋等を除いて令和2年3月末までに撤去し、仮置場等に搬入する。
- ・ 仮置場に搬入した災害廃棄物は、可能な限り分別して適正に処理する。

- ・ 仮置場から処理施設への搬出は、平成30年8月より開始し、全ての仮置場の仮置きは、令和2年3月末までに解消する。
- ・ 被災現場からの撤去が令和2年4月以降となった災害廃棄物は、処理期限内に個別に処理する。

## 1.6 災害廃棄物等の発生見込量

災害廃棄物等の発生見込量については、表1に示すとおりである。

表1 災害廃棄物等の発生見込量（分別後）

種類	具体例	処理方法	見込量(t)
可燃物	繊維類、紙、資源化不可能な木くず等の可燃系廃棄物	焼却	3,912
柱角材	柱、梁、壁材などの廃木材	再資源化 焼却	2,927
不燃物	ガラスくず、陶磁器くず等の不燃系廃棄物	埋立て	758
廃プラスチック類	プラスチック製品など	焼却	103
コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトがらなど	再資源化	5,964
金属	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	再資源化	590
流木	市街地に流入した流木	再資源化	2,649
土砂、岩石	市街地に流入した土砂、岩石	再資源化又は 埋立て	260,186
選別残さ	混合廃棄物などの選別の際に生じる残さ	埋立て	47,071
合計			324,160

## 第2章 処理計画

### 2.1 仮置場等の設置

#### (1) 仮置場等の定義

以下の目的により仮置場等を定義する。

表 2-1 仮置場及び積替場の定義

区分	定義	住民からの受入
積替場	被災現場から処理施設等への廃棄物等の効率的な運搬のため、廃棄物等の一時保管及び積替えを行う場所	不可
一次仮置場	被災現場から廃棄物を早期に撤去・搬出するため、廃棄物の一時保管及び粗選別を行う場所	一部で可
二次仮置場	被災現場や仮置場からの廃棄物を集約し、粗選別や処理施設への搬出調整のための継続的な保管を行う場所	可

#### (2) 積替場の設置

被災現場から収集・撤去した災害廃棄物等の一時保管及び積替えのため、表 2-2 及び図 2-1 のとおり、積替場を設置した。

表 2-2 積替場一覧

	名称等	所在地	面積 (ha)	積替 開始日	積替 終了日	概要
1	矢野新町グラウンド	安芸区矢野新町一丁目	0.4	H30.7.21	H30.9.28	片付けごみの一時保管及び積替え
2	太田川河川敷	安佐南区川内一丁目	0.15	H30.7.23	H30.8.27	土砂混じりがれき等の一時保管及び積替え

(3) 一次仮置場の設置

被災現場から撤去した災害廃棄物等の一時保管及び粗選別等を行うため、表2-3及び図2-1のとおり、一次仮置場を設置した。

表 2-3 一次仮置場一覧

番号	名称等	所在地	面積 (ha)	搬入 開始日	搬出 完了日	搬入物の種類				
						片付け ごみ	がれ き類	土砂 混じり がれき	土 砂	流 木
1	高速5号事業用地	東区温品一丁目	0.6	H30.7.10	H30.10.31				○	○
2	消防局福田消防訓練場	東区福田町	0.3	H30.7.11	H30.8.9				○	
3	出島東公園	南区出島一丁目	1.2	H30.7.10	H30.8.31		○	○	○	○
4	中山公園	安佐北区落合四丁目	1.0	H30.7.8	H30.10.9				○	
5	可部運動公園	安佐北区可部町勝木	1.4	H30.7.10	H30.12.10			○	○	○
6	水道局高陽浄水場	安佐北区落合南六丁目	0.4	H30.7.12	R1.5.11			○	○	○
7	矢野南学校予定地	安芸区矢野南三丁目	2.3	H30.7.7	H30.11.5		○	○	○	○
8	みどり中央公園	安芸区瀬野西四丁目	0.7	H30.7.15	H30.9.3		○		○	○
9	畠賀公園	安芸区畠賀町	0.5	H30.7.17	H31.2.23		○	○	○	○
10	[REDACTED]	安芸区[REDACTED]	0.2	H30.7.7	H30.9.20				○	
11	中野第二公園	安芸区中野三丁目	0.1	H30.7.9	H30.8.17	○	○	○	○	○
12	海田町事業用地	安芸郡海田町寿町	0.1	H30.8.2	R1.5.2		○	○	○	○
13	大河原庵川敷	安佐北区白木町井原	0.9	H30.7.20	R1.10.26		○	○	○	○
合 計			9.7	搬入物別仮置場数		1	7	8	13	10

(4) 二次仮置場の設置

被災現場や仮置場の廃棄物を集約し、継続的な保管及び粗選別を行ったため、表2-4及び図2-1のとおり、二次仮置場を設置した。

表 2-4 二次仮置場一覧

番号	名称等	所在地	面積 (ha)	搬入 開始日	搬出 完了日	搬入物の種類				
						片付け ごみ	がれ き類	土砂 混じり がれき	土 砂	流 木
1	西部水資源再生センター事業用地	西区扇二丁目	2.0	H30.7.18	R2.3.13		○	○	○	○
2	瀬野川運動公園	安芸区上瀬野町	1.3	H30.7.13	R1.6.24		○	○	○	○
3	西飛行場跡地事業用地	西区観音新町四丁目	5.3	H30.7.27	H31.4.5		○	○	○	○
合 計			8.6	搬入物別仮置場数		0	3	3	3	3

※ 一次仮置場の「海田町事業用地」は、本誌では「広島南道路・県道矢野海田線事業用地」として整理している。

※ 二次仮置場の面積について、本誌では一部修正して整理している。